

## 松原市留守家庭児童会室延長保育のご案内

市内の留守家庭児童会室では、開室時間終了後に、希望する児童を対象に延長保育を実施しています。但し、必ず児童会室まで、保護者のお迎えが必要です。

\* 延長保育実施日

留守家庭児童会室の開室日の全日

(但し、台風や風邪等による学級・学校閉鎖、その他の理由により利用できない場合があります。)

\* 延長保育利用時間

午後5時から午後7時まで

\* 利用料金

年間利用申込をしない場合でも、延長保育利用可能です。

1ヶ月に6日以上利用の場合、1ヶ月2,000円 (全世帯一律料金となります。)

※1ヶ月に5日以内の利用の場合、料金はかかりません。

\* 納入方法

① 納付書

・指定の金融機関窓口やコンビニエンスストアにて納付

・納付書記載のバーコードをスマートフォンのアプリ【PayPay、LINEPay、PayB、auPAY、FamiPay (令和5年10月1日現在)、d払い (令和5年12月1日開始予定)】で読み取り納付することも可能

② 口座振替

・口座振替依頼書にて別途お手続きが必要

なお、引き落としは使用料と一括で行いますので、使用料引き落とし口座と別の口座を指定することはできません。ご注意ください。(※口座振替開始には申請から2カ月程度の期間を要しますので、お早目のお手続きをお願いします。)

\* 年間利用申込について

1ヶ月に6日以上定期的に利用される場合、延長保育年間利用申込書の提出が必要です。延長保育を希望される方につきましては、入室申請時に申し出てください。申込み手続きのご案内をさせていただきます。なお、利用申し込みは随時可能です。

(年間利用申込をした場合、利用日数にかかわらず2,000円の料金はかかりますのでご了承ください。もしくは利用しない月がある場合は、一旦辞退手続きをしてください。)

<問い合わせ先>

松原市福祉部 子ども未来室 子ども施設課 入所係 TEL 3 3 7 - 3 1 1 9 (直通)